

第250回埼玉県都市計画審議会

令和4年9月20日午前10時00分開会

場所 ロイヤルパインズホテル浦和

○事務局 定刻になりましたので、ただいまより第250回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます、埼玉県都市整備部都市計画課副課長の宮田と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、委員の出席状況について御報告申し上げます。現在19名の御出席をいただきまして、2分の1以上の定足数に達しております。よって、本日当審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

ここで本日の資料を確認させていただきます。事前にお送りした資料が配布資料一覧表、議案概要一覧表、議案書でございます。加えまして、本日机の上にお配りしておりますのが次第、座席表、委員名簿でございます。以上でございますが、不足はございますでしょうか。

それでは、この後は審議会条例第5条第1項の規定により、尾崎会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（尾崎） はい、承りました。

本日は、委員の皆様方、大変御多忙の中、また天候が優れない中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日は、第250回ということで、非常に歴史を感じるところでございます。皆様の御協力をいただきまして、審議は慎重かつ効率的に進めて参りたいと思っておりますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

それではまず、本日の会議録の署名委員でございますけれども、本審議会運営規則の第5条第2項の規定によりまして、私から指名をさせていただきます。本日は、小倉委員さんをお願いしたいと思っております。それから、岡田委員さんをお願いしたいと思っております。以上お二方をお願いいたしたく存じます。

次に、本審議会は埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱に基づきまして、原則公開となっております。私といたしましては、本日の案件、非公開にすべきと思う案件はございません。委員の皆様方はいかがでございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ありがとうございます。

それでは、本日の審議会は全て公開で進めさせていただきたいと存じます。

では、事務局に伺います。傍聴を御希望の方はいらっしゃるでしょうか。

○事務局 いらっしゃいます。

○議長（尾崎） それでは、傍聴を許可いたします。

〔傍聴者入場〕

○議長（尾崎） 議事に入ります前に、傍聴者の皆様方に傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局よりお配りいたしました傍聴要領、こちらをよく読んでいただいて、遵守をお願いしたいと存じます。この傍聴要領に反する場合には退場していただくことがございますので、御注意ください。

それでは、ただいまより第250回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。

本日は、お手元の次第にありますとおり、議第5271号「春日部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、こちらをはじめとする3議案について御審議をお願いするものでございます。

まず、議第5271号及び議第5272号、こちらの2議案は関連する議案でございますので、一括して議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の小島でございます。それでは、説明させていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

議案の説明に入る前に、都市計画の第8回定期見直しについて御説明いたします。前方のモニターを御覧ください。県では、都市計画法の規定に基づきまして、おおむね5年ごとに人口、産業、土地利用、交通などに関する都市計画基礎調査を実施しており、この結果を基に都市計画の定期的な見直しを実施しております。埼玉県では、昭和45年以降、これまでに定期的な見直しを7回実施しており、現在は国勢調査が行われた平成27年を基準年とする8回目の定期見直しに着手しております。

定期見直しの対象となる県が定める都市計画は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と区域区分の2つの都市計画でございます。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とは、都市計画法第6条の2に基づき、都市計画の基本的な方針を定めるもので、埼玉県では県の都市計画の基本指針として策定したまちづくり埼玉プランに即し、定めております。区域区分は、都市計画法第7条に基づき、計画的な市街化を図る市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域の区分を定めるものでございます。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。議第5271号及び議第5272号の春日部都市計画に関する2議案につきましては、関連がございますので、一括して御説明させていただきます。春日部都市計画区域は、春日部市の全域から成り、県の東部、都心からおおむね35kmに位置しております。

まず、議第5271号の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更につきまして御説明いたします。議案書は5ページから30ページでございます。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針で定める事項は、都市計画の目標、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、主要な都

市計画の決定の方針、方針図の4つでございます。

初めに、都市計画の目標について御説明いたします。都市計画の目標では、まちづくり埼玉プランで基本理念として掲げたコンパクトなまちの実現、地域の個性ある発展、都市と自然・田園との共生を県全体の基本理念としております。また、まちづくり埼玉プランでは、県南ゾーン、圏央道ゾーン、県北ゾーンそれぞれにおきまして基本理念を実現するための主な取組を掲げております。

春日部都市計画区域につきましては、オレンジ色の破線で囲まれた県南ゾーンに位置しております。

基本理念1のコンパクトなまちの実現におきましては、県南ゾーンの地域の特性を踏まえ、引き続き駅を中心に多様な都市機能を集積する、駅周辺で中高層の都市型居住を進めるとし、また、まちづくり埼玉プランなどの県の諸計画の改正を反映し、中心市街地へのアクセス性を高める、職住が近接したまちづくりを推進する、環境への負荷を低減し、エネルギー効率のよい脱炭素社会の実現を図る、といった取組を追記しております。

基本理念2の地域の個性ある発展におきましては、高速道路インターチェンジ周辺や主要幹線道路周辺などで産業基盤づくりを進めることを追記しております。

基本理念3の都市と自然・田園との共生におきましては、引き続き身近な緑を保全、創出、活用することとしております。また、地域ごとの市街地像として、目指すべき市街地像やそれぞれの地域が担うべき役割を明確にするため、中心拠点、生活拠点及び産業拠点を位置付けており、平成30年に策定された春日部市の総合振興計画に合わせ、生活拠点として武里駅などと同様に一ノ割駅周辺を新たに位置付けております。

続きまして、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針でございます。春日部都市計画では、法令に基づき区域区分を定めることとなっております。基準年につきましては、平成22年から平成27年に変更しております。また、目標年次につきましても平成37年から令和12年に変更し、計画人口などの数値を更新しております。

次に、主要な都市計画の決定の方針でございます。主要な都市計画の決定の方針のうち、特に土地利用に関する方針の見直し内容についてでございますが、都市防災に関する方針においては、新たに策定された埼玉県地域強靱化計画を踏まえて防災都市づくりを推進するよう見直しをしております。また、都市緑地法などの改正を踏まえ、都市内の緑地の維持などに関する方針を追加しております。

次に、方針図についてでございます。春日部都市計画区域におきましては、先ほど御説明いたしました緑の円に囲まれた一ノ割駅周辺について生活拠点として新たに位置付けております。また、この後御説明いたします市街化区域への編入を踏まえて、赤い楕円に囲まれた部分について、市街化区域を示す黄色い範囲を拡大しております。

続きまして、議第5272号の春日部都市計画区域区分の変更につきまして御説明いたします。議案

書は31ページから37ページでございます。本議案は、春日部市の北春日部駅周辺地区について、市街化調整区域から市街化区域に編入するものでございます。

初めに、北春日部駅周辺地区の位置でございます。赤く囲んだ北春日部駅周辺地区は、既に定められております市街化区域に隣接し、面積は約40.1haでございます。本地区は、浅草駅まで約50分でアクセスできる東武伊勢崎線北春日部駅の西側約200mに位置し、公共交通の利便性の高い地区でございます。

続きまして、現在の状況でございます。このたび土地区画整理事業による計画的な市街地整備の実施が確実となったことから、市街化区域に編入するものでございます。

こちらは、土地利用計画図の案でございます。道路や公園、調整池などを適切に配置しつつ、住居系の土地利用を図る予定でございます。

続きまして、区域区分の計画書でございます。本地区面積約40.1haを市街化区域に編入いたします。また、都市計画区域の面積につきましては、国土地理院が公表している全国都道府県市区町村別面積調におきまして計測方法が変更されたため、春日部市の面積が約6,598haから約6,600haに修正されました。これにより、春日部都市計画区域の市街化区域の面積が約2,220haから約2,261haに、また市街化調整区域の面積が約4,378haから約4,339haになるものでございます。

議第5271号及び議第5272号の都市計画の変更につきまして、2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、春日部都市計画区域を構成する春日部市に対して意見照会をしましたところ、賛成との回答をいただいております。

議第5271号及び議第5272号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（尾崎） ありがとうございます。

では、ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問はございますでしょうか。委員の皆様、いかがでしょうか。ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） それでは、議第5271号及び議第5272号、こちらの2議案につきまして一括して採決をさせていただきます。

議第5271号及び議第5272号の2議案につきまして、原案のとおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） 御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定をいたします。

では次に、議第5273号「川口都市計画道路の変更について」、こちらを議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 引き続き、都市計画課小島から御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

それでは、議第5273号、川口都市計画道路の変更につきまして御説明いたします。議案書は39ページから47ページでございます。前方のモニターを御覧ください。川口都市計画区域は、川口市の行政区域の全域から成り、都心から約20km圏、本県の南端に位置しております。本議案は、川口都市計画の都市計画道路1路線を変更するものでございます。

今回変更いたします3・5・97号大宮鳩ヶ谷線は、県道さいたま鳩ヶ谷線と重複する路線であり、県道蕨桜町線との交差点を起点とし、県道金明町鳩ヶ谷線との交差点を終点とする延長約250m、代表幅員12m、2車線の都市計画道路でございます。今回の変更は、黄色で示した本路線の全線を廃止するものでございます。

具体的な内容について、拡大図にて御説明いたします。3・5・97号大宮鳩ヶ谷線は、埼玉高速鉄道鳩ヶ谷駅へのアクセス機能を有する幹線街路として、3・4・98号鳩ヶ谷駅東口駅前通り線と一体的に都市計画決定されております。今回の変更は、川口市において策定された川口市道路網計画の中で鳩ヶ谷駅へのアクセス機能の在り方を検討した結果、一般県道さいたま鳩ヶ谷線と市道によって交通の代替機能を確保することが可能であるため、変更後の黄色の線のとおり、3・5・97号大宮鳩ヶ谷線の全線を廃止するものでございます。また、川口市において3・4・98号鳩ヶ谷駅東口駅前通り線の一部区間を廃止するとともに、鳩ヶ谷駅東口駅前通り線と交差する3・4・99号坂下駅前通り線の隅切り部を削除いたします。

議第5273号、川口都市計画道路の変更につきまして2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、この都市計画の変更の案について川口市に対して意見照会しましたところ、賛成との回答をいただいております。

議第5273号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（尾崎） ありがとうございます。

では、ただいまの説明に関しまして、御意見あるいは御質問等ございますでしょうか。

今井委員さん、どうぞ。

○今井委員 すみません。ちょっと私が今聞き逃してしまったのかもしれないのですが、理由のところに3・5・97号と3・4・98号が一体的に都市計画決定と書いてあるのですが、今回3・5・97号が廃止されることによって3・4・98号というのはどのようになるのでしょうか。

○議長（尾崎） では、事務局から回答願います。

○幹事（都市計画課長） 3・5・97号大宮鳩ヶ谷線でございますが、これにつきましては県が決定している路線でございます。しかし、本件は川口市が策定いたしました川口市道路網計画の中で鳩ヶ谷駅へのアクセス機能の在り方などを検討した結果、この接続します市道を廃止し、併せて本路線を廃止するものでございます。

以上でございます。

○議長（尾崎） 今井委員さん、いかがでしょうか。よろしければ引き続きどうぞ。

○今井委員 3・4・98号も廃止ということなののでしょうか。

○幹事（都市計画課長） 大変失礼しました。3・4・98号は市決定でございまして、市の方でまず廃止の手続がなされているものでございます。それに合わせまして、県も3・5・97号大宮鳩ヶ谷線の廃止手続をしているというものでございます。

以上でございます。

○今井委員 すみません。では、3・4・98号というのは県の決定ではなくて市の決定ということになるわけですか。

○議長（尾崎） 幹事さん、どうぞ。

○幹事（都市計画課長） 申し訳ございません。分かりにくい説明でしたが、3・5・97号は県の決定でございまして、3・5・98号は市の決定の路線でございます。

○今井委員 申し訳ないです。3・4・98でございますよね、3・5ではなくて。

○幹事（都市計画課長） 3・4・98号です。大変申し訳ございませんでした。

○議長（尾崎） 3・4・98号、これは川口市決定ということで、私が拝見している範囲では、8月9日に川口市の都市計画審議会が開催されたように拝見してございますが、その中で可決されたと理解してよろしいのでしょうか、こちらは。

幹事さん、お願いします。

○幹事（都市計画課長） はい、そのとおりでございます。

○議長（尾崎） ということで、川口市の市道は既に都市計画から廃止と。都市計画道路でございますね、廃止について可決されたということでございます。

本日は、計画図を御覧であれば、廃止の右側の南北にあります、これは250mぐらいだと思いますが、3・5・97号、こちらを廃止すると。都市計画道路としての廃止をいたします。御説明があったかもしれませんが、現道がございますよね。ということであります。都市計画道路としての決定を廃止すると、こういう形でございます。

ほかに皆様方御質問、御意見あれば承ります。いかがでしょうか。私から言っておきましょうか。この廃止する大宮鳩ヶ谷線、3・5・97号、こちらの今後の取扱いについて、分かる範囲といいましようか、御説明いただければと思います。

○幹事（都市計画課長） 今回廃止する3・5・97号大宮鳩ヶ谷線でございますが、先ほど御説明させていただきました一般県道と重複している路線でございます。こちらの路線が交通安全事業の一環で歩道整備を今後行っていく計画になっておりますので、引き続きこちらの路線については歩道の整備を行っていくという予定になっております。

以上でございます。

○議長（尾崎） ということでございますので、引き続き皆様方から御質問、御意見があれば承ります。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ほかに御意見、御質問がないようでございますので、それでは議第5273号、こちらの議案につきまして採決をいたしたく存じます。

議第5273号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） 御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定をいたします。

本日の議事でございますが、3件終了いたしましたので、以上をもちまして本日の議事は終了いたしました。御協力大変ありがとうございました。

傍聴者の方々につきましては、事務局の指示に従いまして御退席をお願いいたします。

〔傍聴者退場〕

○議長（尾崎） それでは、ここで私は議長の任を解かせていただきまして、事務局にお返しをいたします。よろしくお祈いします。

○事務局 尾崎会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様には円滑な御審議に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして第250回埼玉県都市計画審議会を閉会といたします。

本日はありがとうございました。

午前10時25分 閉 会